

## 新規お取引に関するご案内

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」、「米国内国歳入法（外国口座税務コンプライアンス法）」に伴い、当組合と新規取引を開始するお客様に対し、税務上の居住地国について確認をすること、また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に伴い、「氏名」「住所」「生年月日」の他に「ご職業」、「取引を行う目的」、「外国 PEP s」を確認することが義務付けられておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 口座開設に関する当組合の基本的な対応

当組合は、神奈川県内の歯科医師とその関係者に必要な金融事業を行うことを目的とする業域信用組合です。歯科医師とその関係者以外の方とのお取引はお断りする場合がございます。

### 2. 「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」

FATCA（ファトカ）とは、米国の税法「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）」の略称で、米国外の金融機関口座を利用した租税回避の防止目的として制定されました。

日米当局は、日本の金融機関に対してFATCAが円滑に実施されるよう相互に協力する声明を発表し、当組合もこの声明に協力することとしたため、FATCAに基づく本人確認を行っております。

### 3. 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（CRS 制度）」

平成29年1月1日より、日本において非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（以下、「CRS制度」という。）が開始され、同制度に係る法令上の義務が、お客さまおよび国内の金融機関等に課されています。

具体的には、お客さまが平成29年1月1日以後に行う当組合とのお取引において、新規に口座開設等を行う場合には、居住地国等を記載した届出書のご提出が義務付けられております。

当組合では、CRS制度を適正に実施するため、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に定められた「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）」等の関係法令を遵守し、①届出書記載事項の確認、②国税庁（所轄税務署）に対する報告事項の提供、③届出書および報告事項に係る記録の作成・保存等の対応を行っております。

当組合は、FATCA・実特法への対応のため当組合の方針として以下を定めています。

1. 口座の新規開設は、居住地国が日本国のみの方に限定させていただいております。
2. FATCA、実特法に基づくご申告・お届けにご協力いただけない場合は、口座開設に応じることはできません。
3. 将来、居住地国に変更があった場合には、口座の閉鎖をお願いする場合がございます。

#### 4. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に伴い、当組合と新規取引をされるお客さまに対し「氏名」「住所」「生年月日」の他に「ご職業」、「取引を行う目的」、「外国 PEP s」を確認することが義務付けられておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

##### 【取引の目的について】

下記の項目よりお選びいただきます。

- ・生活費決済 ・事業費決済／診療報酬受取 ・給与受取／年金受取 ・貯蓄・資産運用
- ・融資 ・会費支払／会費受入 ・その他（具体的に確認させていただきます）

##### 【ご職業について】

下記の項目よりお選びいただきます。

- ・歯科医師（開業） ・歯科医師（勤務） ・歯科技工士 ・歯科衛生士 ・歯科助手
- ・歯科受付／事務 ・会社役員／団体役員 ・会社員／団体職員 ・公務員
- ・パート／アルバイト／派遣社員／契約社員 ・学生（小学生以上）
- ・退職された方／無職／乳幼児
- ・個人事業主
- （ 不動産業・金融／保険業・卸売業／小売業・飲食業・鉱業・建設業・運輸業・農業・サービス業・サービス業（学術研究、専門・技術サービス）・サービス業（生活関連サービス業）
- ・製造業・製造業（武器）・漁業／水産養殖業・情報通信業・電気／ガス／水道／熱供給業
- ・その他（職業を記入していただきます）

##### 【外国 PEP s の確認について】

下記のいずれかに該当するか否かを確認させていただきます。

※外国 PEP s とは、外国政府において重要な公的地位にある者をいいます。

1. 以下に該当する方または過去にこれらの者であった方
  - ・外国の元首、日本国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
  - ・日本国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - ・日本国における最高裁判所の裁判官に相当する職全権委員に相当する職
  - ・日本国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - ・日本国における総合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - ・中央銀行の役員
  - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1に掲げるものの家族（配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子）

## 5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

当組合は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しており、当組合と取引をする際に、お客様より反社会的勢力ではないことの表明および確約に関する同意（下記同意文章参照）をいただいております。

### <反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意文>

私は、次の①のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴組合との預金取引が停止され、または通知により預金口座が解約されても異議を申しません。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

## 6. マイナンバー制度

2015年（平成27年）9月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、2016年（平成28年）1月以降、金融機関から税務署に提出している法定調書に個人番号（マイナンバー）を記載する必要がある場合に、お客さまに個人番号（マイナンバー）を確認させていただいております。

### 【個人番号（マイナンバー）の届出が必要となる取引】

- ・ マル優（少額貯蓄非課税制度）
- ・ 財形年金、財形住宅
- ・ 出資金

この対応に加え、2018年（平成30年）1月以降は、預貯金口座に係るお客さまの情報とマイナンバーを紐付けて管理すること（預貯金口座付番）が義務付けられており、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、預金保険法の規定にもとづく名寄せのためにお客さまのマイナンバーを利用することになります。

従いまして、これまでマイナンバーの確認をしていないお客さまについても個人番号（マイナンバー）の届出をお願いしております。

### 【当組合におけるマイナンバーの利用目的】

- (1) 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- (2) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (3) 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- (4) 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- (5) 預貯金口座付番に関する事務